

インターネット検索で一番上に表示されたサイトを公式のものと思い、コンサートのチケットを2枚購入した。代金3万円をクレジットカードで決済した後、実際は海外のチケット転売仲介サイトだったと分かった。当日、入場できるか不安だ。

(30歳代女性)

事例のように、転売仲介サイトで購入したチケットに関する相談が増えています。「正規に比べて代金や手数料が高額だった」や、「入場時の本人確認で入場を断られた」など、解決の難しいケースもあります。

相談者の場合、公式サイト上に「転売禁止」の表示があり、もし当日、本人確認により入場できない場合、何らかの補償を転売仲介サイトなどで受けられないかを確認、カード会社にも相談するよう促しました。

インターネット検索で上位だからと安易に判断せず、公式サイトか否かを確認して購入することが重要です。

6月には、チケット不正転売禁止法が施行されました。国内で催されるコンサートやスポーツ観戦などの興行チケット（電子チケット含む）のうち、「特定興行入場券」の不正転売、不正転売目的の譲り受けを禁止し、罰則もあります。

特定興行入場券とは①興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示②日時や場所、入場資格者や座席を指定③入場資格者か購入者の氏名、連絡先を販売時に確かめることを表示しているチケットです。

来年の東京五輪・パラリンピックのチケットも、公式サイトで「無断転売禁止」と明示するなどしており該当します。

抽選による1次販売は終わりましたが、来春には都内に公式販売所も設けられ、公式のリセール（再販買）サービスも始まる予定です。購入は正規に行いましょう。